

津市公報

第 23 号
平成 18 年 12 月 5 日
火 曜 日

目 次

告 示

- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・津市下水道排水設備指定工事店の指定及び取消し
- ・国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効
- ・津駅前北部土地区画整理事業に伴う電線共同溝の整備
- ・撤去自転車の保管
- ・地縁による団体の認可
- ・地縁による団体の告示事項の変更
- ・撤去自転車の保管
- ・国民健康保険被保険者証の無効
- ・撤去自転車の保管
- ・市議会定例会の招集
- ・地縁による団体の告示事項の変更
- ・公示送達
- ・公示送達
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・公示送達
- ・撤去自転車の保管

公 告

- ・犬の抑留
- ・特定農用地利用規程の認定
- ・犬の抑留
- ・平成 18 年度地籍調査事業の実施計画

教委告示

- ・教育委員会の招集

選管告示

- ・津市農業委員会委員選挙における候補者届等の書類を提出すべき場所
- ・津市農業委員会委員選挙における不在者投票の用紙等の交付場所
- ・津市農業委員会委員選挙における選挙長の告示の方法
- ・津市農業委員会委員選挙における選挙長及び代理者の選任
- ・津市農業委員会委員選挙における郵便をもって投票用紙等の発送のできる日
- ・津市農業委員会投票区の一部の改正
- ・津市農業委員会委員選挙における選挙の期日
- ・津市農業委員会委員選挙における投票場所
- ・津市農業委員会委員選挙における開票事務及び選挙会事務の合同
- ・津市農業委員会委員選挙における選挙会の日時及び場所
- ・津市農業委員会委員選挙における投票管理者及び代理者の選任
- ・津市農業委員会委員選挙における期日前投票場所
- ・津市農業委員会委員選挙における期日前投票管理者及び代理者の選任
- ・津市農業委員会委員選挙における投票所の開閉時間

津市告示第 4 8 5 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 1 月 1 6 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津新町駅（放置禁止区域）、津駅西第一公共自転車等駐車場及び津駅西第二公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 1 月 1 6 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 8 6 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 1 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅（放置禁止区域）、阿漕駅前公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 1 月 1 7 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 8 7 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項及び第 1 5 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定及び指定を取り消したので、同条例第 1 7 条の規定により告示する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 0 日

津市長 松 田 直 久

指定した業者

業 者 名	所 在 地	指 定 期 間
有限会社旭建設	松阪市嬉野中川町 5 0 5 番地 5	平成 1 8 年 1 0 月 1 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
伊賀住宅設備機器	伊賀市山出 2 5 4 5 番地 2	平成 1 8 年 1 0 月 1 6 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
株式会社那珂技建工業	津市久居元町 2 3 6 1 番地 2	平成 1 8 年 1 0 月 1 6 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
ヒロ工業	鈴鹿市住吉五丁目 7 番 4 号	平成 1 8 年 1 0 月 1 6 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

指定を取り消した業者

業 者 名	所 在 地	取消年月日
れんげメンテナンス株式会社	伊勢市神社港 4 1 8 番地 9	平成 1 8 年 1 0 月 1 日

津市告示第 4 8 8 号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 0 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記 号 番 号	交 付 年 月 日	無 効 と な っ た 日
0 6 9 3 1 6 8	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日
0 7 2 3 2 7 0	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日
0 8 4 3 2 4 3	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日

国民健康保険高齢者受給者証

記 号 番 号	交 付 年 月 日	無 効 と な っ た 日
0 6 9 3 1 6 8	平成 1 8 年 8 月 1 日	平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日

津市告示第 4 8 9 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 3 9 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 0 日

津市長 松 田 直 久

道路の種類	路 線 名	区 間
都市計画道路	上浜町第 5 4 号線	津市上浜町一丁目 1 8 3 番地先から 津市上浜町一丁目 1 6 7 番地先まで
都市計画道路	栄町第 2 6 号線	津市栄町四丁目 2 5 5 番地先から 津市栄町四丁目 4 番の 1 地先まで
都市計画道路	栄町第 2 7 号線	津市栄町四丁目 2 4 5 番の 1 6 地先 から 津市栄町四丁目 1 7 1 番地先まで
都市計画道路	栄町第 3 7 号線	津市栄町四丁目 3 8 番の 1 地先から 津市栄町四丁目 7 4 番地先まで

津市告示第 4 9 0 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 0 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 久居駅（放置禁止区域）及び津新町駅南公共自転車
等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 1 月 2 0 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第491号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、
地縁による団体を次のとおり認可した。

平成18年11月21日

津市長 松 田 直 久

1 名称

岩原区自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会
の維持及び形成に資することを目的とする

（1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

（2）美化・清掃等区域内の環境の整備

（3）集会施設の維持管理

（4）地域内の防犯・安全・協調

3 区域

本会の区域は、津市芸濃町棕本4672番地、4741番地6、4737番地2、
4706番地7、3525番地2、3524番地1、3431番地29、及び385
9番地を結んだ区域とする。

4 事務所

三重県津市芸濃町棕本岩原公民館に置く。

5 代表者の氏名及び住所

犬飼 肇

津市芸濃町棕本3943番地1

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条
第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の承諾を得な
ければならない。

9 認可年月日

平成18年11月21日

津市告示第 4 9 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年美杉村告示第 6 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 1 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

老ケ野地区

三重県津市美杉町八知 7 1 8 4 番地

代表者 清 水 得 男

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	三重県一志郡美杉村八知老ケ野地区（老ケ野下自治会・老ケ野上自治会・老ケ野共栄自治会）の区域とする
変更後	三重県津市美杉町八知老ケ野地区（老ケ野下自治会・老ケ野上自治会・老ケ野共栄自治会）の区域とする

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡美杉村八知 8 2 4 3 番地
変更後	三重県津市美杉町八知 8 2 4 3 番地

(3) 代表者の氏名及び住所

変更前	福田 博 三重県一志郡美杉村八知 8 2 2 9 番地
変更後	清水 得男 三重県津市美杉町八知 7 1 8 4 番地

変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため

定期総会において、平成 1 8 年 4 月 1 6 日より新任

津市告示第 4 9 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 1 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び津駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 1 月 2 1 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 9 4 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 2 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記 号 番 号	交 付 年 月 日	無 効 と な っ た 日
0 5 3 2 5 8 0	平 成 1 8 年 1 0 月 1 日	平 成 1 8 年 1 0 月 1 日

津市告示第 4 9 5 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 1 月 2 2 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 9 6 号

平成 1 8 年第 4 回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 4 日

津市長 松 田 直 久

1 招集の日

平成 1 8 年 1 2 月 1 日

2 招集の場所

津市議会議場

津市告示第 4 9 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 13 年河芸町告示第 1241 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 4 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

久知野丘自治会

三重県津市河芸町久知野 1764 番地

代表者 青 昌 三

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	本会の区域は、三重県安芸郡河芸町大字久知野の全域
変更後	本会の区域は、三重県津市河芸町久知野の全域

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡河芸町大字久知野 1775 番地
変更後	三重県津市河芸町久知野 1775 番地

(3) 代表者の住所氏名

変更前	三重県安芸郡河芸町大字久知野 1764 番地 青 昌 三
変更後	三重県津市河芸町久知野 1764 番地 青 昌 三

3 変更の理由

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に表示変更になったため。

4 変更年月日

平成 18 年 2 月 26 日

津市告示第498号

下記の者に対する参加差押通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるときのものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年11月27日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第499号

下記の者に対する参加差押通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年11月27日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 5 0 0 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅及び津新町駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 1 月 2 7 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 5 0 1 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 8 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び津新町駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 1 月 2 8 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 5 0 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 久居駅（放置禁止区域）及び江戸橋駅前公共自転車
等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 1 月 2 9 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第503号

下記の者に対する固定資産税・都市計画税平成13年度4期分から平成14年度4期分及び市県民税平成14年度2期から4期分の督促状は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管してありますから、出頭の上、受領してください。

平成18年11月30日

津市長 松田直久

記

公示送達を受けるべき者の住所	公示送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

津市告示第 5 0 4 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 1 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅（放置禁止区域）、小船地内、高茶屋地内及
び江戸橋駅前公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 1 月 3 0 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市公告第 1 5 7 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 8 年 1 1 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 8 年 1 1 月 1 6 日

2 抑留期間 平成 1 8 年 1 1 月 2 1 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	久居 東鷹跡町	雑種	白	メス	中	不明	青い首輪
2	白塚町	雑種	黒白	メス	中	不明	
3	白塚町	雑種	黒白	不明	中	不明	

3 公示期間 平成 1 8 年 1 1 月 1 7 日から平成 1 8 年 1 1 月 2 1 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 5 8 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 2 3 条第 1 項の規定により平成 1 8 年 4 月 1 日付けで認定申請のあった下記の特定農用地利用規程については、平成 1 8 年 5 月 1 日に認定したので、同条第 8 項の規定により公告する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 1 日

津市長 松 田 直 久

記

認定した特定農用地利用規程

所在地	団体名称	代表者
津市一志町日置	日置区農家組合	田中 利一

津市公告第 159 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 18 年 11 月 22 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 18 年 11 月 21 日

2 抑留期間 平成 18 年 11 月 27 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	白山町 南家城	雑種	白茶	オス	中	不明	鎖の首輪

3 公示期間 平成 18 年 11 月 22 日から平成 18 年 11 月 27 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 1 6 0 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）により平成 1 8 年度において、次の区域の地籍調査を実施するので同法第 7 条の規定により公示する。

平成 1 8 年 1 1 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

- 1 事業計画が公示された年月日

平成 1 8 年 1 1 月 2 1 日

- 2 調査を実施する者の名称

津市

- 3 調査区域

佐田②、大広③－ 1

- 4 調査期間

公示の日から平成 1 9 年 3 月 3 0 日まで

津市教育委員会告示第13号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成18年11月24日

津市教育委員会

委員長 佐々木 典夫

- 1 招集の日時 平成18年11月27日（火）午前8時40分から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - （1）津市通学区域審議会委員の委嘱について
 - （2）平成18年度津市一般会計補正予算（第4号）＜教委所管分＞
 - （3）平成18年度津市教育功労者表彰について
 - （4）平成18年度末県費職員人事異動基本方針について

津市選挙管理委員会告示第89号

平成18年12月3日執行予定の津市農業委員会委員選挙における候補者の
届出等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定める。

平成18年11月22日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

提出すべき場所	第1選挙区	津市選挙管理委員会事務局
	第2選挙区	同上
	第3選挙区	同上
	第4選挙区	久居総合支所総務課
	第5選挙区	河芸総合支所総務課
	第6選挙区	芸濃総合支所総務課
	第7選挙区	美里総合支所総務課
	第8選挙区	安濃総合支所総務課
	第9選挙区	一志総合支所総務課
	第10選挙区	白山総合支所総務課
	第11選挙区	美杉総合支所総務課

津市選挙管理委員会告示第 9 0 号

平成 1 8 年 1 2 月 3 日執行予定の津市農業委員会委員選挙における不在者投票の投票用紙等の交付場所を次のとおり定める。

平成 1 8 年 1 1 月 2 2 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

交 付 場 所	交付できる選挙人が登載されている選挙人名簿の投票区
津市本庁舎 8 階 大会議室 B	津地区第 1 ～第 4、津地区神戸、津地区安東、津地区楡形、津地区片田、津地区一身田、津地区白塚、津地区栗真、津地区大里、津地区高野尾、津地区藤水、津地区高茶屋、津地区雲出、香良洲地区投票区
津市久居庁舎 3 階 3 0 1 会議室	久居地区第 1 ～久居地区第 1 6 投票区
津市河芸庁舎 3 階 防災集会室	河芸地区第 1 ～河芸地区第 8 投票区
津市芸濃庁舎 1 階 多目的会議室	芸濃地区第 1 ～芸濃地区第 5 投票区
津市美里庁舎 1 階 応接室会議室	美里地区第 1 ～美里地区第 3 投票区
津市安濃中央公民館 2 階 第 1 研修室	安濃地区第 1 ～安濃地区第 4 投票区
津市一志庁舎 1 階 市民対話室	一志地区第 1 ～一志地区第 4 投票区
津市白山庁舎 2 階 2 0 3 会議室	白山地区第 1 ～白山地区第 1 0 投票区
津市美杉庁舎 1 階 相談室	美杉地区第 1 ～美杉地区第 7 投票区

津市選挙管理委員会告示第 9 1 号

平成 1 8 年 1 2 月 3 日執行の津市農業委員会委員選挙における選挙長の行う告示は、下記の選挙区の区分に応じ津市役所本庁舎及び関係総合支所の掲示場に掲示してこれを行う。

平成 1 8 年 1 1 月 2 2 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

選 挙 区	掲 示 場 の 場 所
第 1 ～第 3 選挙区	津市本庁舎
第 4 選挙区	津市久居庁舎
第 5 選挙区	津市河芸庁舎
第 6 選挙区	津市芸濃庁舎
第 7 選挙区	津市美里庁舎
第 8 選挙区	津市安濃庁舎
第 9 選挙区	津市一志庁舎
第 10 選挙区	津市白山庁舎
第 11 選挙区	津市美杉庁舎

津市選挙管理委員会告示第92号

平成18年12月3日執行の津市農業委員会委員選挙における各選挙区の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の規定により告示する。

平成18年11月22日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

1 選挙長

選挙区	住 所	氏 名
第1選挙区		伊藤 學
第2選挙区		倉田 茂雄
第3選挙区		前川 進
第4選挙区		久保 廣
第5選挙区		阪 淳
第6選挙区		堀 巖
第7選挙区		谷口 松雄
第8選挙区		後藤 肇
第9選挙区		長谷川正明
第10選挙区		中森 正治
第11選挙区		吉田 泰久

2 選挙長に事故があり又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

選挙区	住 所	氏 名
第1選挙区		佐野 繁
第2選挙区		草深 芳健
第3選挙区		松岡 俊之
第4選挙区		御給 亘
第5選挙区		鈴木 捷功
第6選挙区		林 信郎
第7選挙区		村上 功
第8選挙区		紀平 芳久
第9選挙区		平山 公三
第10選挙区		吉田 隆彦
第11選挙区		藤田 清志

津市選挙管理委員会告示第 9 3 号

農業委員会等に関する法律施行令（昭和 2 6 年政令第 7 8 号）第 6 条において準用する公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 5 3 条第 1 項及び同令第 5 9 条の 4 第 4 項の規定により、選挙期日の告示日前に投票用紙の請求があり、郵便をもって投票用紙等の発送のできる日を次のとおり定めたので、告示する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 2 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

告示日の 2 日前

津市選挙管理委員会告示第94号

津市農業委員会選挙投票区（平成18年津市選挙管理委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

平成18年11月22日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋 達郎

表津地区・第2投票区の項中「末広町」の次に「、なぎさまち」を加え、同表津地区・第3投票区の項中「大倉」の次に「、船頭町津」を、「八幡町津」の次に「、八幡町藤方、八幡町津興」を加え、同表津地区・大里投票区の項中「大里山室町」の次に「、あかつ台一丁目、あかつ台二丁目、あかつ台三丁目、あかつ台四丁目、あかつ台五丁目」を加え、同表久居地区・第2投票区の項中「サン・コーポラス北口」の次に「、三重中央医療センター」を加え、「藤ヶ丘町」を「藤ヶ丘町」に、「富士クラブ、ポルタひさい」を「ポルタひさいマンション」に、「野村町西、野村町東」を「陸上自衛隊、野村西、野村東」に改め、「、日本鋼管」を削り、「井戸山町公務員住宅」を「井戸山公務員住宅」に、「桜が丘町、久居第2団地」を「桜が丘町、東さくらが丘、久居第2団地、JFE久居アパート」に改め、同表久居地区・第4投票区の項中「須ヶ瀬町、須ヶ瀬高橋区」を「須ヶ瀬町」に改め、同表久居地区・第6投票区の項中「新家町」を「新家」に改め、「、里ノ内住宅」を削り、同表久居地区・第9投票区の項中「森音の郷」の次に「、サンフォレスト」を加え、同表久居地区・第10投票区の項中「大鳥町」の次に「、メープル」を加え、同表久居地区・第12投票区の項中「緑が丘町、美里ホームランド」を「緑が丘町、ホームランド」に改め、同表久居地区・第13投票区の項中「~~榊~~原3」の次に「、航空自衛隊」を加え、同表美里地区・第3投票区の項中「船山」の次に「、長谷山ハイツ」を加え、同表一志地区・第3投票区の項中「小山団地」を「小山台地」に改め、同表白山地区・第5投票区の項中「~~榊~~原カントリー」を「三重中央カントリー」に改め、同表白山地区・第9投票区の項中「伊勢見」の次に「、ガーデンビレッジ青山高原、ロイヤルタウン~~榊~~原」を加え、同表白山地区・第10投票区の項中「ガーデンビレッジ青山高原」を「スカイグランデ」に改める。

附則第2項中「条例」を「告示」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の津市農業委員会選挙投票区の規定は、この告示の施行の日以後に

その期日を告示される選挙について適用する。

津市選挙管理委員会告示第 9 5 号

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 1 1 条において準用する公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 3 条第 1 項の規定により、津市農業委員会選挙の任期満了による一般選挙を次のとおり行う。

平成 1 8 年 1 1 月 2 6 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

選挙期日 平成 1 8 年 1 2 月 3 日

津市選挙管理委員会告示第 9 6 号

平成 1 8 年 1 2 月 3 日執行の津市農業委員会委員選挙における投票所を次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 1 1 条において準用する公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 1 条第 1 項の規定により告示する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 6 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

記

別 紙 の と お り

投 票 区	投 票 所
津 地 区 第 1 投 票 区	津市立南立誠小学校
津 地 区 第 2 投 票 区	津市敬和公民館
津 地 区 第 3 投 票 区	津市阿漕塚記念館
津 地 区 第 4 投 票 区	津市新町会館
津 地 区 神 戸 投 票 区	津市神戸出張所
津 地 区 安 東 投 票 区	津市安東出張所
津 地 区 櫛 形 投 票 区	津市櫛形出張所
津 地 区 片 田 投 票 区	津市片田出張所
津 地 区 一 身 田 投 票 区	津市一身田公民館
津 地 区 白 塚 投 票 区	津市白塚公民館
津 地 区 栗 真 投 票 区	津市栗真出張所
津 地 区 大 里 投 票 区	津市大里出張所
津 地 区 高 野 尾 投 票 区	津市高野尾転作促進技術研修所
津 地 区 藤 水 投 票 区	津市藤水出張所
津 地 区 高 茶 屋 投 票 区	津市南郊公民館
津 地 区 雲 出 投 票 区	津市雲出出張所
香 良 洲 地 区 投 票 区	津市香良洲中央公民館
久 居 地 区 第 1 投 票 区	久居総合支所
久 居 地 区 第 2 投 票 区	津市北部保育園
久 居 地 区 第 3 投 票 区	津市元町地区集会所
久 居 地 区 第 4 投 票 区	津市須ヶ瀬構造改善センター
久 居 地 区 第 5 投 票 区	木造区集会所
久 居 地 区 第 6 投 票 区	津市立桃園幼稚園
久 居 地 区 第 7 投 票 区	津市戸木公民館
久 居 地 区 第 8 投 票 区	津市七栗産業会館
久 居 地 区 第 9 投 票 区	津市立栗葉幼稚園
久 居 地 区 第 1 0 投 票 区	一色公会所
久 居 地 区 第 1 1 投 票 区	下稲葉公会所
久 居 地 区 第 1 2 投 票 区	上稲葉ふれあい会館
久 居 地 区 第 1 3 投 票 区	津市 神 原農民研修所
久 居 地 区 第 1 4 投 票 区	津市下村教育集会所
久 居 地 区 第 1 5 投 票 区	寺野垣内集会所
久 居 地 区 第 1 6 投 票 区	津市 神 原上教育集会所

投 票 区	投 票 所
河 芸 地 区 第 1 投 票 区	中別保公民館
河 芸 地 区 第 2 投 票 区	一色区住民センター
河 芸 地 区 第 3 投 票 区	津市立上野小学校
河 芸 地 区 第 4 投 票 区	東千里公民館
河 芸 地 区 第 5 投 票 区	西千里公民館
河 芸 地 区 第 6 投 票 区	津市立黒田小学校
河 芸 地 区 第 7 投 票 区	南黒田公民館
河 芸 地 区 第 8 投 票 区	三行公民館
芸 濃 地 区 第 1 投 票 区	津市芸濃総合文化センター
芸 濃 地 区 第 2 投 票 区	津市立明小学校
芸 濃 地 区 第 3 投 票 区	津市立安西雲林院幼稚園
芸 濃 地 区 第 4 投 票 区	津市雲林院福祉会館
芸 濃 地 区 第 5 投 票 区	津市落合の郷
美 里 地 区 第 1 投 票 区	津市立長野小学校
美 里 地 区 第 2 投 票 区	津市立高宮小学校
美 里 地 区 第 3 投 票 区	津市立辰水小学校
安 濃 地 区 第 1 投 票 区	津市草生公民館
安 濃 地 区 第 2 投 票 区	津市村主公民館
安 濃 地 区 第 3 投 票 区	津市安濃公民館
安 濃 地 区 第 4 投 票 区	津市明合公民館
一 志 地 区 第 1 投 票 区	津市大井公民館
一 志 地 区 第 2 投 票 区	津市波瀬ふれあい会館
一 志 地 区 第 3 投 票 区	津市川合文化会館
一 志 地 区 第 4 投 票 区	津市高岡老人憩いの家
白 山 地 区 第 1 投 票 区	津市元取公民館
白 山 地 区 第 2 投 票 区	津市家城農村集落多目的共同利用施設
白 山 地 区 第 3 投 票 区	津市白山中央公民館農民研修所
白 山 地 区 第 4 投 票 区	茅刈公民館
白 山 地 区 第 5 投 票 区	津市大三農村集落多目的共同利用施設
白 山 地 区 第 6 投 票 区	津市三ヶ野集会所
白 山 地 区 第 7 投 票 区	津市倭公民館
白 山 地 区 第 8 投 票 区	津市上ノ村集会所
白 山 地 区 第 9 投 票 区	津市八ツ山農村集落多目的共同利用施設

投 票 区	投 票 所
白山地区第 1 0 投票区	津市山田野集会所
美杉地区第 1 投票区	津市竹原多目的集会所
美杉地区第 2 投票区	津市美杉林業研修集会施設「グリーンハウス美杉」
美杉地区第 3 投票区	津市太郎生多目的集会所
美杉地区第 4 投票区	津市伊勢地地域住民センター
美杉地区第 5 投票区	津市八幡地域住民センター
美杉地区第 6 投票区	津市多気地域住民センター
美杉地区第 7 投票区	津市下之川地域住民センター

投 票 区	投 票 所
津 地 区 第 1 投 票 区	津市立南立誠小学校
津 地 区 第 2 投 票 区	津市敬和公民館
津 地 区 第 3 投 票 区	津市阿漕塚記念館
津 地 区 第 4 投 票 区	津市新町会館
津 地 区 神 戸 投 票 区	津市神戸出張所
津 地 区 安 東 投 票 区	津市安東出張所
津 地 区 櫛 形 投 票 区	津市櫛形出張所
津 地 区 片 田 投 票 区	津市片田出張所
津 地 区 一 身 田 投 票 区	津市一身田公民館
津 地 区 白 塚 投 票 区	津市白塚公民館
津 地 区 栗 真 投 票 区	津市栗真出張所
津 地 区 大 里 投 票 区	津市大里出張所
津 地 区 高 野 尾 投 票 区	津市高野尾転作促進技術研修所
津 地 区 藤 水 投 票 区	津市藤水出張所
津 地 区 高 茶 屋 投 票 区	津市南郊公民館
津 地 区 雲 出 投 票 区	津市雲出出張所
香 良 洲 地 区 投 票 区	津市香良洲中央公民館
久 居 地 区 第 1 投 票 区	久居総合支所
久 居 地 区 第 2 投 票 区	津市北部保育園
久 居 地 区 第 3 投 票 区	津市元町地区集会所
久 居 地 区 第 4 投 票 区	津市須ヶ瀬構造改善センター
久 居 地 区 第 5 投 票 区	木造区集会所
久 居 地 区 第 6 投 票 区	津市立桃園幼稚園
久 居 地 区 第 7 投 票 区	津市戸木公民館
久 居 地 区 第 8 投 票 区	津市七栗産業会館
久 居 地 区 第 9 投 票 区	津市立栗葉幼稚園
久 居 地 区 第 1 0 投 票 区	一色公会所
久 居 地 区 第 1 1 投 票 区	下稲葉公会所
久 居 地 区 第 1 2 投 票 区	上稲葉ふれあい会館
久 居 地 区 第 1 3 投 票 区	津市 神 原農民研修所
久 居 地 区 第 1 4 投 票 区	津市下村教育集会所
久 居 地 区 第 1 5 投 票 区	寺野垣内集会所
久 居 地 区 第 1 6 投 票 区	津市 神 原上教育集会所

投 票 区	投 票 所
河 芸 地 区 第 1 投 票 区	中別保公民館
河 芸 地 区 第 2 投 票 区	一色区住民センター
河 芸 地 区 第 3 投 票 区	津市立上野小学校
河 芸 地 区 第 4 投 票 区	東千里公民館
河 芸 地 区 第 5 投 票 区	西千里公民館
河 芸 地 区 第 6 投 票 区	津市立黒田小学校
河 芸 地 区 第 7 投 票 区	南黒田公民館
河 芸 地 区 第 8 投 票 区	三行公民館
芸 濃 地 区 第 1 投 票 区	津市芸濃総合文化センター
芸 濃 地 区 第 2 投 票 区	津市立明小学校
芸 濃 地 区 第 3 投 票 区	津市立安西雲林院幼稚園
芸 濃 地 区 第 4 投 票 区	津市雲林院福祉会館
芸 濃 地 区 第 5 投 票 区	津市落合の郷
美 里 地 区 第 1 投 票 区	津市立長野小学校
美 里 地 区 第 2 投 票 区	津市立高宮小学校
美 里 地 区 第 3 投 票 区	津市立辰水小学校
安 濃 地 区 第 1 投 票 区	津市草生公民館
安 濃 地 区 第 2 投 票 区	津市村主公民館
安 濃 地 区 第 3 投 票 区	津市安濃公民館
安 濃 地 区 第 4 投 票 区	津市明合公民館
一 志 地 区 第 1 投 票 区	津市大井公民館
一 志 地 区 第 2 投 票 区	津市波瀬ふれあい会館
一 志 地 区 第 3 投 票 区	津市川合文化会館
一 志 地 区 第 4 投 票 区	津市高岡老人憩いの家
白 山 地 区 第 1 投 票 区	津市元取公民館
白 山 地 区 第 2 投 票 区	津市家城農村集落多目的共同利用施設
白 山 地 区 第 3 投 票 区	津市白山中央公民館農民研修所
白 山 地 区 第 4 投 票 区	茅刈公民館
白 山 地 区 第 5 投 票 区	津市大三農村集落多目的共同利用施設
白 山 地 区 第 6 投 票 区	津市三ヶ野集会所
白 山 地 区 第 7 投 票 区	津市倭公民館
白 山 地 区 第 8 投 票 区	津市上ノ村集会所
白 山 地 区 第 9 投 票 区	津市八ツ山農村集落多目的共同利用施設

投 票 区	投 票 所
白山地区第 1 0 投票区	津市山田野集会所
美杉地区第 1 投票区	津市竹原多目的集会所
美杉地区第 2 投票区	津市美杉林業研修集会施設「グリーンハウス美杉」
美杉地区第 3 投票区	津市太郎生多目的集会所
美杉地区第 4 投票区	津市伊勢地地域住民センター
美杉地区第 5 投票区	津市八幡地域住民センター
美杉地区第 6 投票区	津市多気地域住民センター
美杉地区第 7 投票区	津市下之川地域住民センター

津市選挙管理委員会告示第97号

平成18年12月3日執行の津市農業委員会委員選挙における開票の事務は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により選挙会の事務に併せて行うこととするので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年11月26日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

津市選挙管理委員会告示第 98 号

平成 18 年 12 月 3 日執行の津市農業委員会委員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 11 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 78 条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 26 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

選挙区	日 時	場 所
第 1 選挙区	平成 18 年 12 月 3 日午後 8 時 30 分	津市本庁舎 （8 階大会議室 A）
第 2 選挙区	平成 18 年 12 月 3 日午後 8 時 30 分	津市一身田公民館
第 3 選挙区	平成 18 年 12 月 3 日午後 8 時 30 分	津市南郊公民館
第 4 選挙区	平成 18 年 12 月 3 日午後 8 時 30 分	津市久居庁舎 （3 階 301 会議室）
第 5 選挙区	平成 18 年 12 月 3 日午後 8 時 30 分	津市河芸庁舎 （1 階防災研修室）
第 6 選挙区	平成 18 年 12 月 3 日午後 8 時 30 分	津市芸濃庁舎 （2 階大会議室）
第 7 選挙区	平成 18 年 12 月 3 日午後 8 時 30 分	津市美里庁舎 （2 階会議室）
第 8 選挙区	平成 18 年 12 月 3 日午後 8 時 30 分	津市安濃庁舎 （2 階第 1 会議室）
第 9 選挙区	平成 18 年 12 月 3 日午後 8 時 30 分	津市一志庁舎 （2 階大会議室）
第 10 選挙区	平成 18 年 12 月 3 日午後 8 時 30 分	津市白山庁舎 （2 階 203 会議室）
第 11 選挙区	平成 18 年 12 月 3 日午後 8 時 30 分	津市美杉総合開発センター大集会場

ただし、無投票選挙区の選挙会は、平成 18 年 12 月 4 日午前 9 時より定められた場所で行う。

津市選挙管理委員会告示第 99 号

平成 18 年 12 月 3 日執行の津市農業委員会委員選挙における各投票区の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、農業委員会等に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 78 号）第 6 条において準用する公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 25 条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 26 日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

記

別紙のとおり

投票区	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
津地区 第1		長谷川好道		鈴木 武成
津地区 第2		和田サダエ		廣部 賢
津地区 第3		阿部きみ子		鈴木 昌弘
津地区 第4		佐野 悟		倉田 信男
津地区 神戸		伊東 隆治		川北 重美
津地区 安東		佐野 繁		木平 伊孝
津地区 櫛形		田中 謙二		濱地 宏明
津地区 片田		國府純太郎		池山 勝美
津地区 一身田		小菅 教示		青木 正司
津地区 白塚		加藤 秋義		中村 鉄哉
津地区 栗真		林 雅則		坂野 市郎
津地区 大里		宇田 武弘		加藤 正文
津地区 高野尾		青木 勝司		長谷川久之
津地区 藤水		森田 定		鈴木 正一
津地区 高茶屋		田中 三良		梅田 伸
津地区 雲出		北村 尚敏		別所 静男
香良洲 地区		葛井 一吉		小濱 雅代
久居地区 第1		内田 忠吉		伊藤 文夫
久居地区 第2		箕田 伸夫		永谷 茂
久居地区 第3		川本 一郎		山出 正巳
久居地区 第4		笠井 泰雄		下里 学

投票区	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
久居地区第5		波多野隆生		稲垣 久雄
久居地区第6		田中 敏夫		青木 孝一
久居地区第7		村木 正義		宮田 裕幸
久居地区第8		岸江 功作		平岡 良治
久居地区第9		服部 和行		岸江 一浩
久居地区第10		山際 陽一		川原田克美
久居地区第11		森本 勇		木村 守
久居地区第12		中島 久		久世 真澄
久居地区第13		長谷川孝一		市場ひさ子
久居地区第14		奥山 龍也		久保 和生
久居地区第15		西尾 明		大野 講一
久居地区第16		伊藤 靖		山路 源郎
河芸地区第1		岡 正和		米倉 秀治
河芸地区第2		伊藤 守		加藤 良弘
河芸地区第3		増川 二郎		駒田 好彦
河芸地区第4		河戸 和治		後藤 徳秋
河芸地区第5		河戸 武敏		奥山 巖
河芸地区第6		岡村 和男		岡 孝充
河芸地区第7		河戸 一		芝山 直子
河芸地区第8		別府 保次		秋田 三郎
芸濃地区第1		横山 和俊		駒田 幸宏

投票区	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
芸濃地区第2		藤谷 弘一		今井 直樹
芸濃地区第3		浅尾 清		田中 康之
芸濃地区第4		近澤 音美		豊濱 博幸
芸濃地区第5		山川 洋子		蟻戸 孝明
美里地区第1		石井 厚人		山川 稔也
美里地区第2		宮本 努		宮本さち子
美里地区第3		中森 長郎		細野 雅司
安濃地区第1		小林みち代		紀平 久樹
安濃地区第2		笠井みや子		宮田 真伸
安濃地区第3		平松 卓美		佐野 敬司
安濃地区第4		田中つや子		小林 千春
一志地区第1		奥田 武志		山際 宗治
一志地区第2		橋本 克司		小畑 憲一
一志地区第3		豊田 弘		小林 源
一志地区第4		竹内 栄喜		大西 栄市
白山地区第1		高口 清		中西 公
白山地区第2		庄山 行雄		岩脇 輝明
白山地区第3		茂山 和志		大川 祐喜
白山地区第4		吉田 演宏		和田 裕子
白山地区第5		町下 勝一		田中 雅夫
白山地区第6		臼井 喜功		吉田 隆彦

投票区	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
白山地区第7		長岡 亨		今井 直毅
白山地区第8		中西 正治		天花寺 充
白山地区第9		川端 良博		西森 正美
白山地区第10		多喜 正和		山崎 正行
美杉地区第1		山口 倍生		辻谷美喜子
美杉地区第2		藤田 清志		田中 文二
美杉地区第3		岡田 嘉平		樋口 征義
美杉地区第4		日高 上		溝口 咲子
美杉地区第5		岡野 正男		佐野 栄志
美杉地区第6		結城 實		鈴木 洋一
美杉地区第7		橋本 良一		渡邊 浩一

津市選挙管理委員会告示第 1 0 0 号

平成 1 8 年 1 2 月 3 日執行の津市農業委員会委員選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 1 1 条において準用する公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 3 項において準用する同法第 4 1 条第 1 項の規定により告示する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 6 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

期日前 投票所名	期日前投票所を設ける期 間	期日前投票所の場 所	投票できる選挙人が登録され ている選挙人名簿の投票区
第 1 期日 前投票所	平成 18 年 11 月 27 日から 平成 18 年 12 月 2 日まで	津市本庁舎 8 階 大会議室 B	津地区第 1 ～第 4、津地区神戸、津 地区安東、津地区楡形、津地区片田、 津地区一身田、津地区白塚、津地区 栗真、津地区大里、津地区高野尾、 津地区藤水、津地区高茶屋、津地区 雲出、香良洲地区投票区
第 2 期日 前投票所	平成 18 年 11 月 27 日から 平成 18 年 12 月 2 日まで	津市久居庁舎 3 階 3 0 1 会議室	久居地区第 1 ～久居地区第 1 6 投票区
第 3 期日 前投票所	平成 18 年 11 月 27 日から 平成 18 年 12 月 2 日まで	津市河芸庁舎 3 階 防災集会室	河芸地区第 1 ～河芸地区第 8 投票区
第 4 期日 前投票所	平成 18 年 11 月 27 日から 平成 18 年 12 月 2 日まで	津市芸濃庁舎 1 階 多目的会議室	芸濃地区第 1 ～芸濃地区第 5 投票区
第 5 期日 前投票所	平成 18 年 11 月 27 日から 平成 18 年 12 月 2 日まで	津市美里庁舎 1 階 応接室会議室	美里地区第 1 ～美里地区第 3 投票区
第 6 期日 前投票所	平成 18 年 11 月 27 日から 平成 18 年 12 月 2 日まで	津市安濃中央公民 館 2 階第 1 研修室	安濃地区第 1 ～安濃地区第 4 投票区
第 7 期日 前投票所	平成 18 年 11 月 27 日から 平成 18 年 12 月 2 日まで	津市一志庁舎 1 階 市民対話室	一志地区第 1 ～一志地区第 4 投票区
第 8 期日 前投票所	平成 18 年 11 月 27 日から 平成 18 年 12 月 2 日まで	津市白山庁舎 2 階 2 0 3 会議室	白山地区第 1 ～白山地区第 1 0 投票区
第 9 期日 前投票所	平成 18 年 11 月 27 日から 平成 18 年 12 月 2 日まで	津市美杉庁舎 1 階 相談室	美杉地区第 1 ～美杉地区第 7 投票区

津市選挙管理委員会告示第101号

平成18年12月3日執行の津市農業委員会委員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定による読み替え後の同令第25条の規定により告示する。

平成18年11月26日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

記

別紙のとおり

第1期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
11月27日		鈴木 友勝		鈴木 昌弘
11月28日		鈴木 友勝		鈴木 昌弘
11月29日		鈴木 友勝		鈴木 昌弘
11月30日		鈴木 友勝		鈴木 昌弘
12月 1日		鈴木 友勝		鈴木 昌弘
12月 2日		鈴木 友勝		鈴木 昌弘

第2期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
11月27日		西川 政良		青木 好巳
11月28日		山出 久春		青木 好巳
11月29日		御給 亘		青木 好巳
11月30日		山出 久春		青木 好巳
12月 1日		御給 亘		青木 好巳
12月 2日		薄井 慶信		稲垣 久雄

第3期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
11月27日		長井三喜夫		鈴村 正純
11月28日		長井三喜夫		鈴村 正純
11月29日		長井三喜夫		鈴村 正純
11月30日		長井三喜夫		鈴村 正純
12月 1日		長井三喜夫		鈴村 正純
12月 2日		長井三喜夫		鈴村 正純

第4期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
11月27日		古市 隆夫		田中 康之
11月28日		中村 喜次		駒田 幸宏
11月29日		中村 喜次		今井 直樹
11月30日		駒田 貞範		豊濱 博幸
12月 1日		林 信郎		蟻戸 孝明
12月 2日		林 信郎		田中 康之

第5期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
11月27日		谷口 松雄		清水 裕順
11月28日		石井 厚人		平田 基洋
11月29日		谷口 松雄		今井 聡
11月30日		谷田 通一		谷口竜二郎
12月 1日		谷口 松雄		平田 基洋
12月 2日		谷口 松雄		谷口竜二郎

第6期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
11月27日		後藤 肇		井村ひとみ
11月28日		紀平 芳久		紀平 久樹
11月29日		田中つや子		小林 千春
11月30日		笠井みや子		宮田 真伸
12月 1日		紀平 芳久		紀平 久樹
12月 2日		平世 卓聖		佐野 敏司

第7期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
11月27日		前山 寛		長谷川正明
11月28日		前山 寛		長谷川正明
11月29日		前山 寛		長谷川正明
11月30日		徳田 博之		長谷川正明
12月 1日		徳田 博之		長谷川正明
12月 2日		徳田 博之		長谷川正明

第8期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
11月27日		中森 正治		吉田 隆彦
11月28日		中森 正治		吉田 隆彦
11月29日		中森 正治		吉田 隆彦
11月30日		中森 正治		吉田 隆彦
12月 1日		中森 正治		吉田 隆彦
12月 2日		中森 正治		吉田 隆彦

第9期日前投票所

職務を 行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
11月27日		藤田 清志		横谷 周
11月28日		藤田 清志		横谷 周
11月29日		藤田 清志		横谷 周
11月30日		藤田 清志		横谷 周
12月 1日		藤田 清志		横谷 周
12月 2日		藤田 清志		横谷 周

津市選挙管理委員会告示第 1 0 2 号

平成 1 8 年 1 2 月 3 日執行の津市農業委員会委員選挙における投票所の開閉時間を農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 1 1 条において準用する公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 0 条第 1 項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 6 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

投票所を開く時間 午前 7 時

投票所を閉じる時間 午後 7 時